

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成24年(行ヒ)第84号
決定日	平成24年9月18日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	大谷剛彦 田原睦夫 岡部喜代子 寺田逸郎 大橋正春
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成23年(行コ)第24号(平成23年10月25日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年9月18日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 木 綱 清 隆 (印)